

平成29年度
西条市地域創生イノベーション創出研究事業支援補助金
公募要領

平成29年4月
西条市

1 事業の目的

この補助金は、市内の企業、公益又は一般法人、NPO法人、協同組合等（以下「企業等」という。）が有するニーズと、大学、短期大学、高等専門学校、その他研究体制を有する独立行政法人（以下「大学等」という。）が有する研究シーズ（企業等における事業活動の強化及び地域政策課題の解決に資する技術、ノウハウ等をいう。）及び西条市の政策課題との最適なマッチングを図り、企業等における事業活動の強化及び地域政策課題の解決を図る共同研究事業（以下「研究事業」という。）を支援することが目的です。

2 補助対象事業者

研究グループを組織して実施予定の研究事業に関する共同研究契約を締結している企業等及び大学等とします。また、事業内容が異なる場合は、同一の大学等による複数申請を認めず。

3 対象事業

補助対象事業は、産学官連携による体制を構築して取り組む研究事業とします。ただし、国、地方公共団体、公益法人等（公益法人以外の民間団体を除く。）からの補助金等の交付を受け、又は交付を申請している場合は対象外とします。

4 補助限度額と対象となる経費

(1) 補助限度額

初年度は60万円を、2年度目は40万円を限度（定額）とします。

(2) 補助対象期間

補助対象期間は会計年度とし、1研究事業につき、連続して2箇年度まで申請することができます。

(3) 費用区分

- | | |
|------------|-----------------------|
| ・ 消耗品費 | 消耗品の購入に係る経費 |
| ・ 備品購入費 | 備品の購入に係る経費 |
| ・ 報償費 | 外部講師の招へいに係る経費 |
| ・ 旅費 | 移動に要する経費、外部講師の移動に係る経費 |
| ・ 使用料及び賃借料 | 自動車、会場等の借上げ等に係る経費 |
| ・ 通信運搬費 | 通信又は運搬に係る経費 |
| ・ 手数料 | 分析、検査等の作業に係る経費 |
| ・ 印刷製本費 | 教材、情報発信用資料等の作成に必要な経費 |
| ・ 委託費 | 作業等の外部委託に係る経費 |

※ 補助経費として認められるかどうか不明な場合は個別にお問合せください。

※ 西条市役所に支払う経費は全て補助対象外となります。

5 補助事業者の選定

西条市地域創生イノベーション創出研究事業支援補助金交付申請書（様式第1号・各種添付書類を含む）に基づき書類審査を行った後、必要に応じてヒアリングを実施して補助事業者を選定いたします。

なお、補助事業者の選定にあたっては、以下の事項を中心に審査して決定しますので、関係書類にわかりやすく記載するよう注意してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 事業実施の目的が明確かどうか・ 事業実施の計画性が妥当かどうか（複数年度に渡る場合は複数年度を対象）・ 事業実施の効果が期待されるかどうか・ 事業実施スケジュールが妥当かどうか・ 収支予算書が妥当かどうか・ 申請内容に沿った内容で産学官連携による共同研究契約が締結されているか |
|---|

6 共同研究契約の締結手続き等

当該補助金を申請する前提となる産学官連携による共同研究契約の締結については、株式会社西条産業情報支援センターが相談窓口となります。当該補助金の申請手続きを行う前に、株式会社西条産業情報支援センターへご相談ください。

なお、共同研究契約の締結手続きに際し、市税等の納付状況を確認することを目的に、企業等に対して関係書類の提出を求める場合があります。

機関名称：株式会社西条産業情報支援センター
所在地：〒793-0041 愛媛県西条市神拝甲 150 番地 1
連絡先：0897-53-0010

7 補助金申請手続き

(1) 受付期間

平成29年4月3日から平成29年10月31日まで随時受付

※申請状況によって期間内でも受付を締め切ることがあります。

(2) 提出方法

郵送または持参により、西条市企画情報部地域創生室（西条市地域創生センター内）へ関係書類一式を提出してください。

(3) 提出書類

以下の書類を添付して提出してください。なお、必要部数は正本1部、副本2部とします。

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書
- ・ 事業実施スケジュール
- ・ 収支予算書（様式第2号）
- ・ 共同研究契約書の写し
- ・ その他市長が必要と認めるもの

8 審査及び結果の通知

審査結果は、応募者に文書で通知します。

なお、審査の経過や内容に関するお問い合わせには一切応じることはできません。

9 事業内容

(1) 実施期間

平成30年3月31日までとします。また、複数年度に渡って事業を実施する場合には、各会計年度ごとに交付申請を行っていただく必要があります。

(2) 報告書の提出

補助事業者は、補助事業完了後速やかに西条市地域創生イノベーション創出研究事業実績報告書（様式第4号・各種添付書類を含む）を提出していただきます。また、複数年度に渡って事業を実施する場合には、各会計年度ごとに実績報告書及び各種添付書類を提出していただく必要があります。

(3) 補助金の支払い

補助事業者が提出した実績報告書等の内容を審査し、交付の要件に適合すると認めたときは、補助事業者から西条市地域創生イノベーション創出研究事業支援補助金交付請求書（様式第6号）を提出していただき、補助金を交付します。

10 その他留意事項

(1) 原則として、事業終了後の補助金額の確定にあたり、支払金額を証する書類（請求書や領収書など）の写しをご提出いただく必要があります。補助対象となる出願書類等の確認ができない場合は、当該経費に係る金額は対象外となります。

(2) 補助事業の実施に際し、提出した交付申請書と事業内容を変更する必要がある場合には、速やかに西条市企画情報部地域創生室までご連絡ください。なお、交付申請書通りに計画事業が実施されなかった場合は、補助金の支払停止及び返還を求めることがあります。

(3) 交付申請書等や実績報告書等に含まれる個人情報、当該事業の実施に必要な事項に使用します。また、交付決定後は申請者名、補助対象事業名、事業概要を西条市ホームページ等で公表させていただきます。

(4) 補助事業者は、必要に応じて活用状況を報告していただきます。

11 申請書提出先／申請に関するお問い合わせ先

機関名称：西条市企画情報部地域創生室

所在地：〒793-0003 愛媛県西条市ひうち1番地16 西条市地域創生センター内

連絡先：0897-52-5156 メールアドレス chiikisosei@saijo-city.jp